平成２３年（フ）第５０号
福岡県行橋市北泉２丁目27番41号　メイユール北泉Ｂ103号
債務者　磯川　　豊
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第２１６２号
名古屋市緑区神沢２丁目1903番地
債務者　後藤千紗子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６６２号
愛知県大府市長草町新池８番地　新池団地５棟305号
債務者　立石　信久
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２３７号
神戸市長田区久保町８丁目７番２号、従前の住所神戸市長田区四番町３丁目21番地　市住40―1409号
債務者　西村　金造
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２６号
佐賀県佐賀市高木瀬西５丁目11番27号
債務者　紙谷千惠子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３４号
新潟県長岡市城岡１丁目５番９号　タウンハウスマゼランＡ―２号室
債務者　イルデフォンソ　ポール　パスクア
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２４５号
新潟県長岡市高見町2068番地２、前住所新潟県新発田市下小中山1014番地34
債務者　酒井久美子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２６５１号
名古屋市緑区浦里４丁目22番地　県営鳴海住宅１街区９棟403号
債務者　山本真紀子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７７２号
名古屋市名東区香流１丁目401番地の２　第２源グリーンハイツ102号
債務者　佐々木久美
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６１０号
北九州市八幡西区青山３丁目14番29―202号
債務者　有吉　弘毅
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１００４号
北九州市小倉北区皿山町５番22―502号
債務者　土肥　花子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１００５号
北九州市小倉北区片野２丁目10番４―103号
債務者　末松　清二
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１００８号
北九州市八幡西区貴船台７番23号　105号
債務者　津島　廣子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６８３号
熊本市城南町宮地1000番地
債務者　東矢　勝城
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６８４号
熊本市城南町宮地1000番地
債務者　東矢　尚子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６９８号
熊本市新土河原２丁目10番18号
債務者　大塚　郁子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７０７号
熊本市谷尾崎町1040番地14
債務者　藪田　　舞
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部